

平成30年度

財政援助団体等
監査結果報告書

諏訪市監査委員

30 諷 監 第 23 号
平成30年12月26日

諷 訪 市 長 金 子 ゆ かり 様
諷 訪 市 議 会 議 長 議 長 金 子 喜 彦 様

諷 訪 市 監 査 委 員 中 澤 芳 雄

諷 訪 市 監 査 委 員 宮 下 和 昭

平成30年度財政援助団体等監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定により、別紙のとおり財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員がそれを公表することが義務づけられていますので、改善策等を講じたときは通知願います。

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の実施日

平成30年9月28日（金）

3 監査の対象団体

社会福祉法人 諏訪市社会福祉協議会

4 所管課所

健康福祉部 社会福祉課

5 監査の執行者

諏訪市監査委員（識見委員） 中 澤 芳 雄

諏訪市監査委員（議選委員） 宮 下 和 昭

6 監査の目的及び実施方法

監査対象団体への財政援助に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に、あらかじめ指定し提出させた資料等に基づき、対象団体の事務局長及び事務局職員、所管課所より説明を聴取し、内容を把握するとともに、質疑形式により監査を実施した。

なお、監査実施日において、今年度における当該財政援助に係る事業が継続中であることから、前年度における出納その他の関係事務を説明聴取の範囲として、当該財政援助事業に係る会計経理の適否及び妥当性について検証した。

7 監査の結果

監査の結果、対象団体に対する財政援助に係る出納その他の事務は、概ね適正に実施されているものと認めた。

なお、軽微に改善を求める事項及び助言事項は、監査時に口頭で言及したので、本報告書では割愛するが、所管課所の指導の下、引続き財政援助の趣旨に従い、所期目的の達成に向け、適正な事業展開、執行に努められたい。

8 監査意見

監査における個別の意見は以下のとおりである。

(1) 財政援助団体等監査

i) 監査の対象とした団体等の所在及び名称

名 称 社会福祉法人 諏訪市社会福祉協議会

所在地 諏訪市小和田19番3号

ii) 所管課所名

健康福祉部 社会福祉課

iii) 補助金の概要

(ア) 監査の対象

補助金の名称	補 助 金 額	申請年月日	交付 決定年月日	事業完了 年 月 日
諏訪市社会福祉 協議会補助金	21,918,000 円	平成29年 4月3日	平成29年 4月20日	平成30年 3月31日

(イ) 補助金の目的

補助金の名称	補 助 金 の 目 的
諏訪市社会福祉 協議会補助金	社会福祉協議会の活動を通じ、活動基盤の充実を図るとともに、目的を同じくする多くの福祉団体等と協力連携し、今日、社会福祉が直面している高齢社会への対応や母子、父子世帯や障がい者、児童青少年等の住民一人ひとりが幸せになるための支援、助言などをしながら、住民ニーズに対応して「誰もが安心して暮らすことができるまちづくり」に取り組み、一層の地域福祉推進に努める。

iv) 監査の意見

監査の対象とした補助金は、社会福祉協議会の目的を達成するために取組む事務局関係職員等の活動費として、諏訪市補助金等交付規則の補助金等取扱基準により交付されている。

今次監査においては、担当課所及び社会福祉協議会からの説明並びに諸帳簿・関係書類等により、当該補助金は交付目的に沿って執行され、補助金の出納は適正に管理され、各事業も順調に進捗していることを確認した。

補助金が地域福祉推進に関わる事務局職員10名分の人件費相当であることを確認した。しかしながら、法人運営担当職員分の人件費の補助率が33%であること理由、また補助金額の予算編成時での要求額に対する1割削減の根拠について不明であった。そのため、当該協議会の基金を取り崩して、人件費に充当している状況を確認した。今後の問題として、

健康福祉部としての社会福祉協議会との関わり方、ますます増大する高齢者の福祉について地域福祉の推進、安心して暮らし続けることができる地域の構築などを合わせて、使命を達成するためにも補助率の嵩上げを検討されたい。

全体として、社会福祉協議会の活動を通して地域の福祉の推進に努めていますが、現況をみると人材の不足、また財源の不足等活動を取り巻く状況は厳しいものがあり、その中で社会福祉協議会は、経費の節減等努力し、担当課もその大変な状況を理解するとともに、市民に対する福祉サービス等に支障がないよう補助金のあり方等を見直しされたい。

常に変化する時代の中で、福祉分野における住民ニーズが多様化している現状においては、公共性の高いサービスが求められ、また、社会福祉協議会は、福祉行政の一翼を担う団体として、中心的な役割を果たして行くことがより一層期待される。

担当課においては、地域福祉を取り巻く状況を見据え、社会福祉協議会に対し、補助金が適正に交付できるよう補助金の算出根拠である給与体系に対するチェック機能を果たされたい。

また補助金の交付の継続により、社会福祉協議会が行政と連携をとりながら、多様化する社会に柔軟性、即応性、専門性を保ち、信頼性の高い福祉サービスが効果的に施されるよう、担当課としても適時適切な指導監督をされるよう要望する。

(2) 公の施設の指定管理者監査

i) 監査の対象とした公の施設の指定管理者の所在及び名称

名称 社会福祉法人 諏訪市社会福祉協議会

所在地 諏訪市小和田19番3号

ii) 所管部局名

健康福祉部 社会福祉課

iii) 指定管理者に管理を行わせている施設の概要

(ア) 監査の対象

施設の名 称	指 定 管 理 料 (平成29年度)	協 定 管 理 者 の 指 定 の 期 間
諏訪市総合福祉センター	58,091,200 円	平成26年4月 1日から 平成31年3月31日まで

(イ) 指定管理者が行う業務内容

施設の名 称	業 務 の 内 容
諏訪市総合福祉センター	(1) 指定施設の利用の許可に関する業務 (2) 指定施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 指定施設における事業に関する業務 (4) その他市長が必要と認める業務

iv) 監査の意見

監査対象とした指定管理者制度に係る施設は、平成26年4月から社会福祉協議会が指定管理者として指定されている。

今次監査においては、担当部局及び当該協議会からの説明並びに諸帳簿・関係書類等により監査を行った。

結果、指定管理料等にかかる収支の会計処理は適正に処理されており、協定書及び業務仕様書に定める業務は、良好に管理されていること、また、モニタリングやアンケート等を実施し管理が適切に行われていることを確認した。

指定管理料については、毎年10月31日までに前年度の実績とその年の決算見込額に基づき、金額を定めていることを理解した。

開所してから15年経過し、健康増進施設は、修繕業務が増加し、それに関わる職員の業務が多くなってきていることを確認した。修繕の対応に時間がとられている現状があるため、指定管理費の内容について検討されたい。

入浴利用者の増加については、喜ばしいことですが、それに伴うレジオネラ属菌の対策として、ろ過器の設置等を検討されたい。

今後も、利用者へのアンケート等を実施し、意見や要望について定期的に集約することにより、よりよいサービスにつながるよう努力されたい。また、施設利用者の利便性を確保するとともに、施設の特性を活かし、健全な管理運営が継続されるよう、市としての指導、監督を実施するよう要望する。